

平成21年2月9日

G20金融サミット首脳宣言が示唆するもの・ IAISの主要課題

金融庁 参事官（国際担当）

山崎 達雄

目次

– G20 –

- 金融危機の背景と教訓
- 7カ国財務大臣・中央銀行総裁の行動計画
- G20首脳宣言の行動計画
- わが国の状況

– IAIS –

- IAISとは
- 国際的に活動する保険グループへの監督基準の策定のためのタスク・フォース
- 市場統合的な評価
- 経済価値ベースの負債評価の影響
- (参考)ソルベンシーIIの最終調整課題

金融危機の背景と教訓

	米国	欧州諸国	日本
9月8日	○GSE(フannie Mae、フレddie Mac)救済策の公表		
15日	○リーマン・ブラザーズが連邦倒産法に基づく会社更生/清算手続きを申請 ○バンク・オブ・アメリカがメリルリンチを500億ドルで買収する旨を発表		
16日	○FRB、AIG支援策発表		
18日		日米欧の主要中央銀行が協調し、ドル資金を自国市場に供給する緊急対策を発表	
19日		○英FSA、金融株の空売り一時禁止(09年1月16日まで)	
21日	○FRB、ゴールドマン・サックス及びモルガン・スタンレーの銀行持ち株会社への移行を承認		
22日		G7財務相・中銀総裁、国際金融市場の動揺に関する声明発表	
28日		○フォルティス(ベルギー・オランダ)にベネルクス3国が総額112億ユーロを出資	
29日		○英、ブラッドリー・アンド・ビングレーを国有化し、一部業務を売却	
30日		○ベルギー、フランス及びルクセンブルク政府がデクシア(ベルギー・フランス)に64億ユーロを出資 ○アイルランド、預金全額保護を発表	
10月3日	○「緊急経済安定化法」の成立	○英、預金保険上限額の引上げ発表	
4日		○金融安定化対策のため、英・仏・独・伊の欧州4カ国首脳が首脳会議を開催	
5日		○独、個人預金の全額保護を発表 ○官民協調融資によるヒポ・リアル・エステート(独)の救済を発表 ○デンマーク、預金全額保護を発表	
6日	○FRB、準備預金への金利付与を発表	○スペイン、預金保険上限額の引上げ発表	
7日	○FRB、無担保CP・資産担保CPの買取制度を創設		
8日		○英、資本注入を含む銀行救済策を発表	
		欧米6中銀、協調利下げ	
9日	○FRB、AIG追加支援策発表	○伊、公的資本注入を含む銀行救済策を発表	
10日		G7財務相・中銀総裁、行動計画を発表	
12日		○ユーロ圏の緊急首脳会議開催、公的資金による金融機関への資本注入等を柱とする「共同行動計画」を採択	
13日		○英、大手3行(RBS、HBOS、ロイズTSB)に総額370億ポンドの公的資金注入を実施する旨発表 ○「共同行動計画」に基づき、仏、独、西などが金融機関への救済策を一律に発表	
		日銀、FRB、ECB等の5中央銀行がドル資金を適格担保の範囲内で無制限、固定レートで供給する対策を発表	
10月14日	○決済性預金の全額保護を発表 ○金融機関へ資本注入を含む金融機関救済策発表		○中川財務・金融担当大臣の談話発表
15日		G8首脳、世界経済に関する声明発表	

	米国	欧州諸国	日本
15日		○ECB、適格担保の対象拡大、為替スワップでのドル及びスイスフラン資金供給策を発表 ○EU首脳会議、加盟27カ国全体が金融危機対策実施で合意	
20日		○仏、大手6行（クレディ・リオン、BNPパリバ、ソシエテ・ジェネラル等）に総額105億ユーロの公的資金注入を実施する旨発表	
21日	○FRB、CP買取特別目的会社への融資制度を創設	○独バイエルンL.B、公的資金注入の受け入れを発表	
27日		G7財務相・中銀総裁、円高を懸念する緊急声明発表	
29日		○独ヒポ・リアル・エステート、公的資金注入申請を発表	
30日			○27兆円規模の追加経済対策発表
11月3日		○独コメルツ、公的資金注入申請を発表	
7日		○EU首脳会合開催（金融サミットでのEU共同対応に合意）	
10日	○FRBと財務省、公的資金注入を含むAIG追加支援策発表		
12日	○ホールソン長官、資本注入対象につきノンバンクまで拡大するか検討する旨発表		
14日・15日	金融・世界経済に関する首脳会合開催 「金融・経済に関する首脳会合宣言」「首脳宣言の行動計画」を採択		日中韓財務大臣会議開催、共同メッセージ発表
23日	○公的資金注入含むシティグループ救済策発表		
24日		○英、200億ポンドの経済対策を発表	
25日	○FRBと財務省、ABS・MBS購入に関する追加支援策発表		
26日		○EU、2,000億ユーロ規模の経済対策を発表	
27日		○西、110億ユーロ規模の経済対策を発表	
28日		○伊、800億ユーロ規模の経済対策を発表	
12月2日	○ビッグスリー、政府に最大340億ドルの支援を要請		○日銀、企業金融円滑化措置を発表
4日		○仏、260億ユーロ規模の経済対策を発表	
11日		○スイス国立銀行、0.5%利下げ（政策金利0.5~1.5%→0.0~1.0%）	
17日	○FRB、1.0~0.75%利下げ（政策金利1.0%→0.25~0.00%）		
19日	○GM・クライスラーを対象に最大174億ドルの融資を行う旨の自動車救済策発表		○日銀、0.2%利下げ（政策金利0.3%→0.1%）、CP買い入れの実施、長期国債買入額の増額を発表
25日			○政投銀、1,000億円程度のCP買取見通しを発表
29日	○GMACに50億ドル、GMIに10億ドルの公的資金注入を発表		
1月8日		○BOE、0.5%利下げ（政策金利2.0%→1.5%）	
13日		○独、500億ユーロ規模の追加経済対策を発表	
15日	○民主党、実施規模8,250億ドルの「米国回復・再投資法」案を公表	○ECB、0.5%利下げ（政策金利2.5%→2.0%）	
16日	○公的資金注入を含むバンク・オブ・アメリカ救済策発表 ○クライスラー・フィナンシャルに15億ドルの融資発表		
19日		○英、金融機関向け追加救済策を発表	
2月5日		○BOE、0.5%利下げ（政策金利1.5%→1.0%）	

(参考)IMFへの資金支援要請の状況 ○支援承認済

- ・ウクライナ、2年間で総額164億ドル(11月5日)
- ・ハンガリー、17ヶ月で総額157億ドル(11月6日)
- ・アイスランド、2年間で総額21億ドル(11月19日)
- ・パキスタン、23ヶ月で総額76億ドル(11月24日)
- ・ラトビア、27ヶ月で総額24億ドル(12月23日)
- ・ベラルーシ、15ヶ月で総額25億ドル(1月12日)
- ・セルビア、15ヶ月で総額5億ドル(1月16日)
- ・エルサルバドル、15ヶ月で総額8億ドル(1月16日)

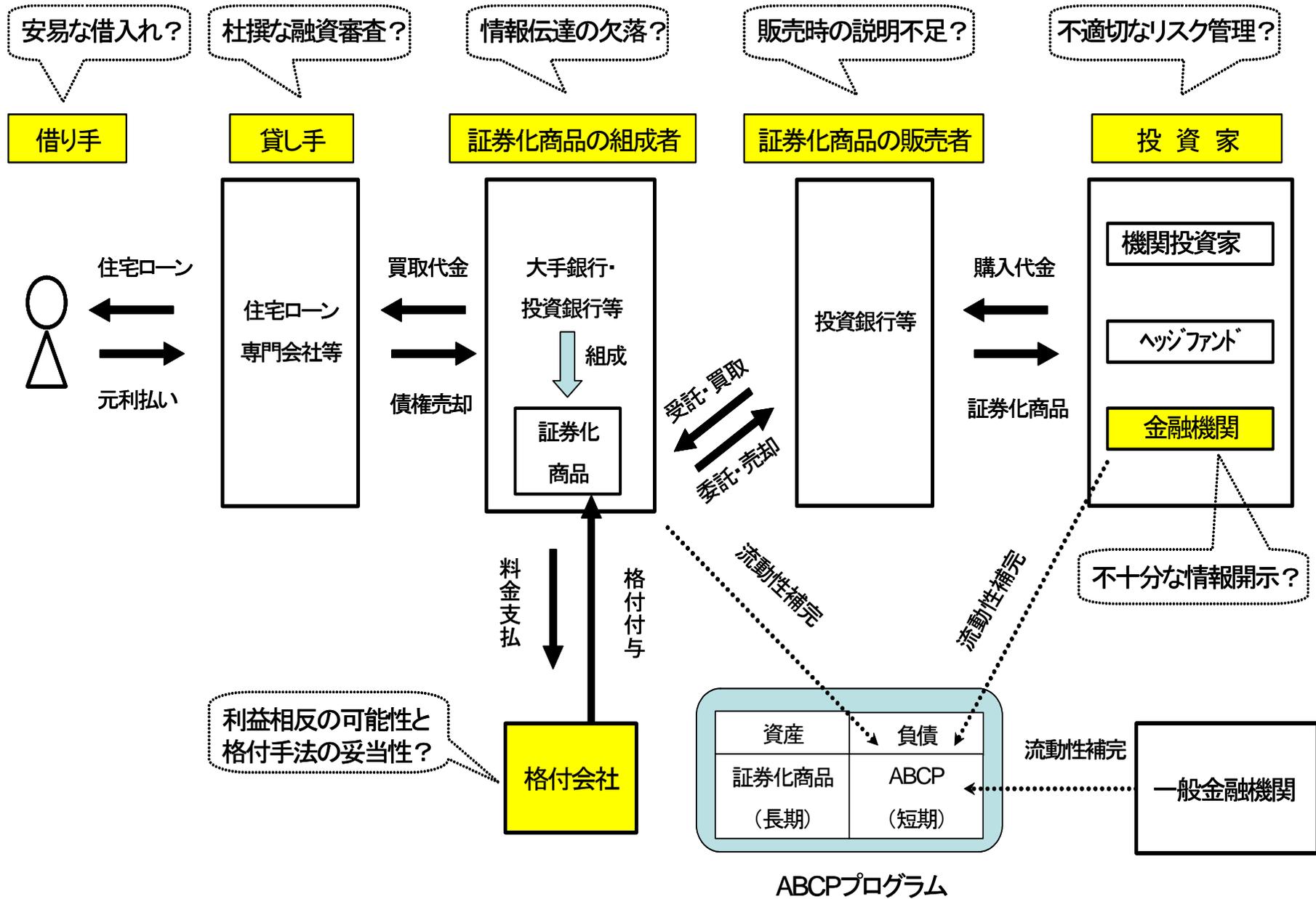
○暫定合意済

(なし)

○協議中

・トルコ

サブプライムローン問題の構図



現在の世界金融危機と1990年代の日本の経験

共通点

- ・ 無責任な融資
- ・ 不動産価格の下落
- ・ 実体経済への波及効果
- ・ システム全体にわたる金融危機

今回の危機の新たな側面

- ・ 新たな金融テクノロジー
- ・ 会計基準
- ・ グローバルな危機

日本の経験から得られる教訓

- ・ 迅速かつ正確な損失の認識
- ・ 不良債権のオフバランス化
- ・ 公的資本の注入
- ・ 必要に応じた前例のない措置
- ・ 中期的な規制フレームワークの再構築

7か国財務大臣・中央銀行総裁の行動計画

1. システム上の重要性を有する金融機関を支援し、その破綻を避けるため、断固たるアクションを取り、あらゆる利用可能な手段を活用する。
2. 信用市場及び短期金融市場の機能を回復し、銀行及びその他の金融機関が流動性と調達資金に広汎なアクセスを有していることを確保するため、すべての必要な手段を講じる。
3. 銀行やその他の主要な金融仲介機関が、信認を再構築し、家計や企業への貸出しを継続することを可能にするに十分な量で、必要に応じ、公的資金、そして民間資金の双方により資本を増強することができるよう確保する。
4. 預金者がその預金の安全に対する信認を引き続き保つことができるよう、各国それぞれの預金保険・保証プログラムが、頑健であり一貫していることを確保する。
5. 必要に応じ、モーゲージその他の証券化商品の流通市場を再開させるための行動をとる。資産の正確な評価と透明性の高い開示、及び質の高い会計基準の一貫した実施が必要である。

G20首脳宣言の行動計画 ①

「行動計画」は、首脳宣言の添付文書として、首脳から財務大臣に指示された47項目の行動をまとめたもの。2009年3月末までの当面の措置と、中期的措置に分けて列記されている。行動計画の構成及び主要項目は以下のとおり。

市場の透明性及び金融機関の説明責任の強化

○2009年3月末までの当面の措置

- ・ 市場混乱時における証券化商品等の評価に関するガイダンスの強化
- ・ 非連結特別目的会社の会計・開示基準の見直し
- ・ 複雑な金融商品に係る、金融機関による開示の強化
- ・ 国際会計基準設定主体におけるガバナンス強化
- ・ ヘッジファンド等に関する統一的なベスト・プラクティスの提案

○中期的措置

- ・ 単一の、質の高い国際会計基準の創設に向けた作業
- ・ 質の高い会計基準の一貫した適用確保
- ・ 国際的なベスト・プラクティスに基づいたリスク開示の強化

G20首脳宣言の行動計画 ②

健全な規制の向上

規制枠組み

○2009年3月末までの当面の措置

- ・ プロシクリカリティ緩和のための提言策定

○中期的措置

- ・ 規制体系の見直し・報告、FSAPの実施
- ・ 銀行・証券・保険間の規制の相違の見直し、現状規制されていない機関・商品・市場に対する監督強化
- ・ 破綻処理制度、破産法制の見直し
- ・ 自己資本の定義の調和

健全性に関する監督

○2009年3月末までの当面の措置

- ・ 格付会社による国際的な規範の遵守の確保（利益相反の回避、開示の強化、複雑な証券化商品に対する格付の区別）
- ・ 格付会社による規範の遵守状況のレビュー
- ・ 十分な資本水準の確保。証券化商品や証券化業務に関する資本要件の強化。
- ・ CDS及びOTCデリバティブ取引のシステミック・リスク軽減（取引所取引・電子取引基盤の支持、市場の透明性向上、取引増大へのインフラ対応）

G20首脳宣言の行動計画 ③

○中期的措置

- ・ 公開格付を付与する格付会社に対する登録制の導入
- ・ 国際的に調和した流動性監督、中銀による流動性供給

リスク管理

○2009年3月末までの当面の措置

- ・ 国際的なベスト・プラクティス強化に沿った銀行のリスク管理の強化
- ・ 流動性リスク管理の見直し
- ・ 集中リスク、カウンター・パーティー・リスクの適切な把握
- ・ ストレスに対するリスク管理モデルの見直し
- ・ ストレス・テスト・モデルの見直し
- ・ **報酬体系の見直し**
- ・ 証券化商品及び証券化業務に関する有効なリスク管理及びデュー・デリジェンスの実施

○中期的対応

- ・ 金融市場・金融商品の発展・技術革新への対応
- ・ 資産価値の変化及びそのマクロ経済・金融システムへの影響の監視

G20首脳宣言の行動計画 ④

金融市場における公正性の促進

○2009年3月末までの当面の措置

- ・ 当局間の規制上の協力強化
- ・ 市場の安定への脅威に関する情報交換の促進
- ・ 市場における不正行為に係る規制の見直し、国際協力の強化

○中期的措置

- ・ 不正な金融活動を行う非協力的で不透明な地域からの国際金融システムの保護
- ・ FATFのマネーロンダリング、テロ資金に対する作業の継続
- ・ OECD等における税務情報交換の取組みの継続

国際連携の強化

○2009年3月末までの当面の措置

- ・ 国境を越えて活動する大手金融機関に対する監督カレッジの設立
- ・ 包括的なコンタクト・リストの作成等、国際的な危機管理体制の強化

○中期的措置

- ・ 会計基準、監査、預金保険等の規制実務の統一化に向けた情報収集
- ・ 市場の安定・信頼回復のための一時的な措置の適切な解消

G20首脳宣言の行動計画 ⑤

国際金融機関の改革

○2009年3月末までの当面の措置

- ・ 金融安定化フォーラム(FSF)のメンバーシップ拡大
- ・ IMFとFSFとの協働と機能強化
- ・ FSFとの連携の下、IMFによる危機の教訓の整理
- ・ IMF、世銀等の国際金融機関の資金基盤のレビュー、必要に応じた増資と加盟国のニーズに合った融資制度の見直し
- ・ 新興市場国・途上国の信用へのアクセスの回復
- ・ 国際開発金融機関による支援の仕組みの確保

○中期的措置

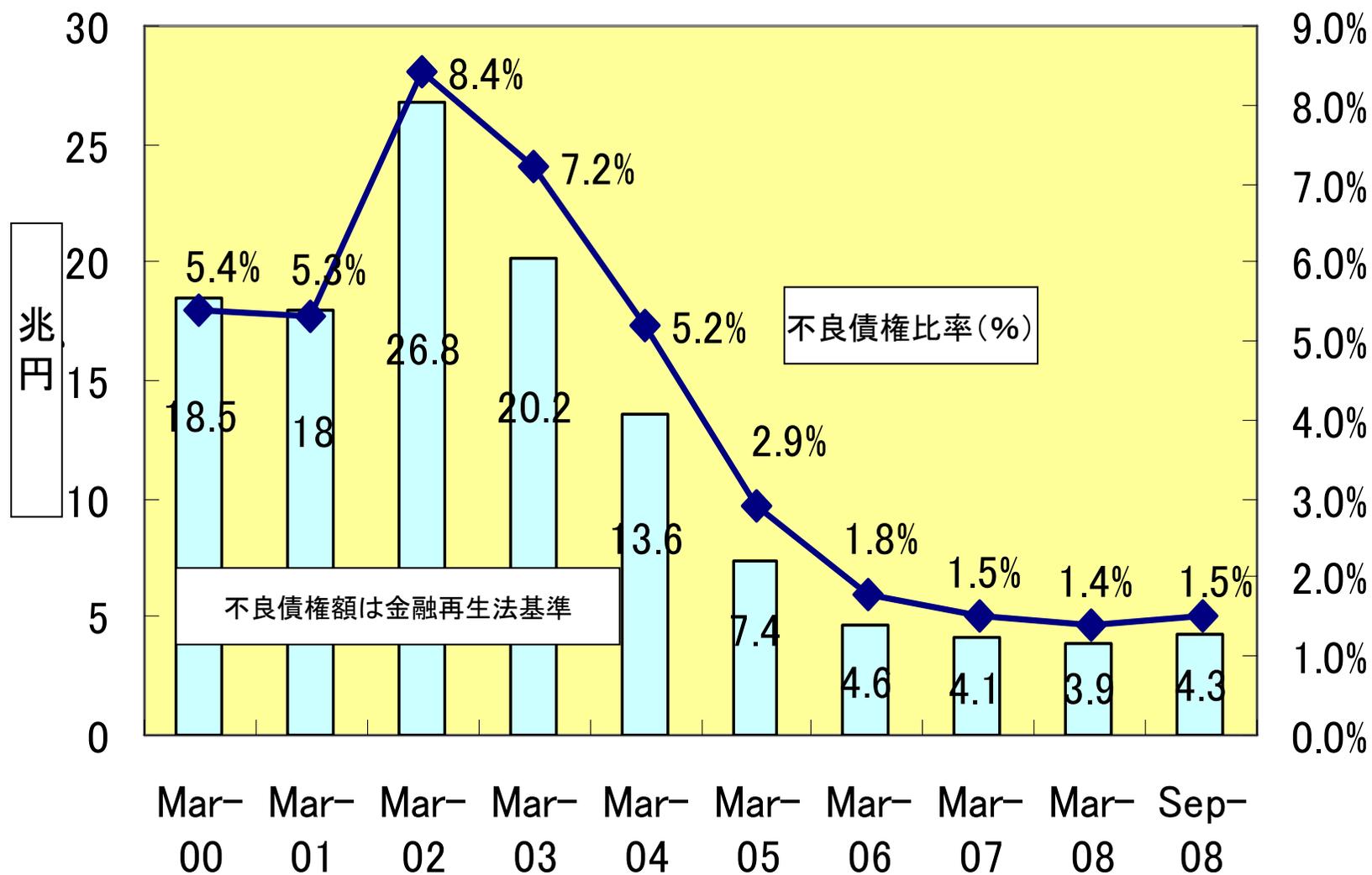
- ・ 世界経済の経済的比重の変化をより適切に反映したブレトンウッズ機関の抜本的改革
- ・ IMFによる各国金融セクター監視の強化
- ・ IMF等による新興市場国・途上国のための規制の策定・実施の能力構築プログラムの提供

わが国の状況

日本の金融機関の証券化商品へのエクスポージャー

証券化商品への保有額 (2008年9月末)						業務純益 (2008年3月末)	米国におけるローン・証券化商品による損失(IMF GFSRの予測) (2008年10月7日)
サブプライム関連商品等の保有額			簿価	評価損	実減損		
簿価	評価損	実現損				簿価	評価損
797	147	803	22,271	1,511	1,762	6,093	140,000
				3,273			
							(10億円 : 1USD=100JPY)

我が国の預金取扱金融機関の不良債権比率の推移

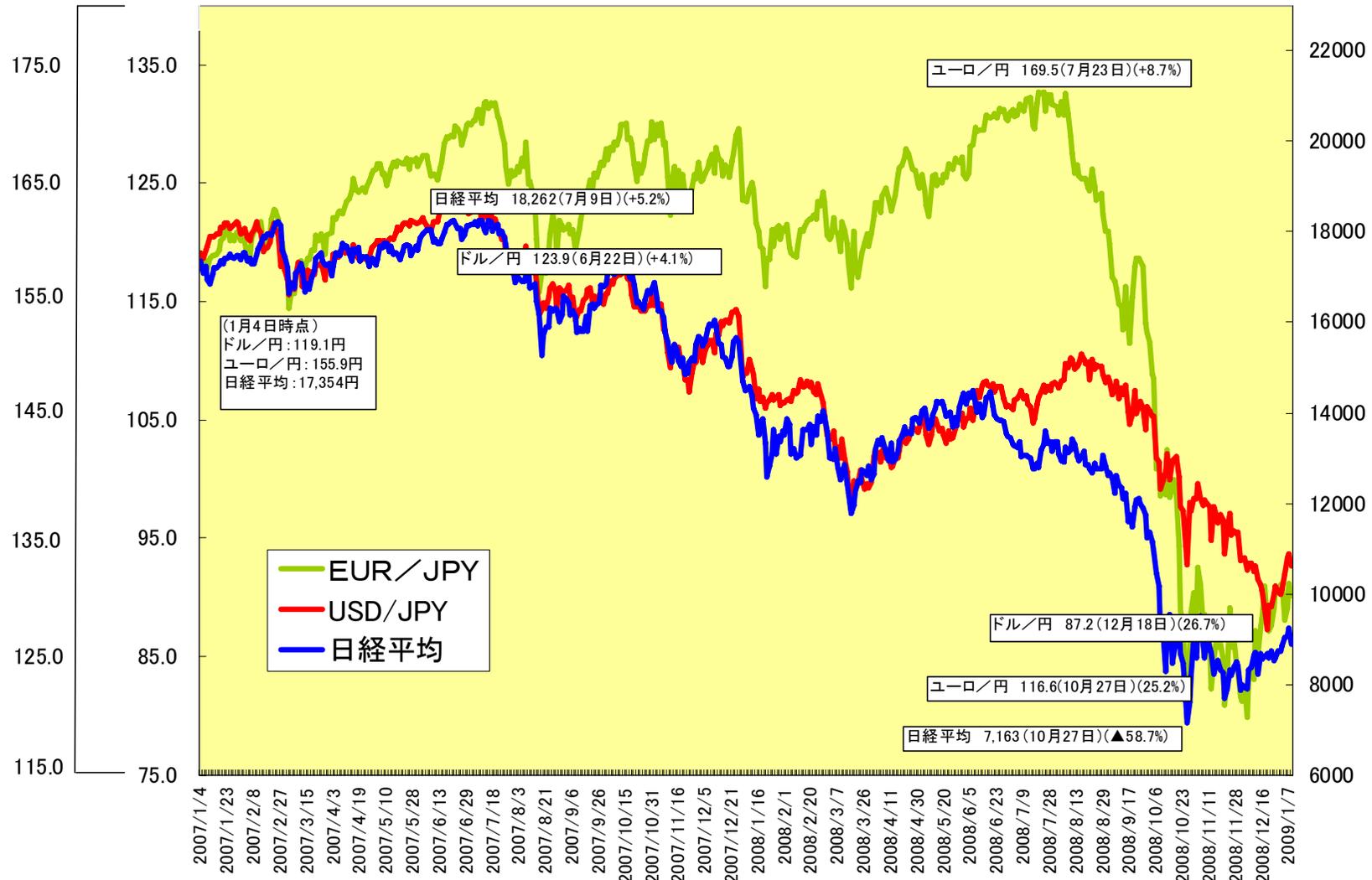


外国為替レート(米ドル/円)(ユーロ/円) 日経平均株価

円(対ユーロ) 円(対ドル)

(注) 図中%は2007年1月4日からの乖離

円(日経平均)



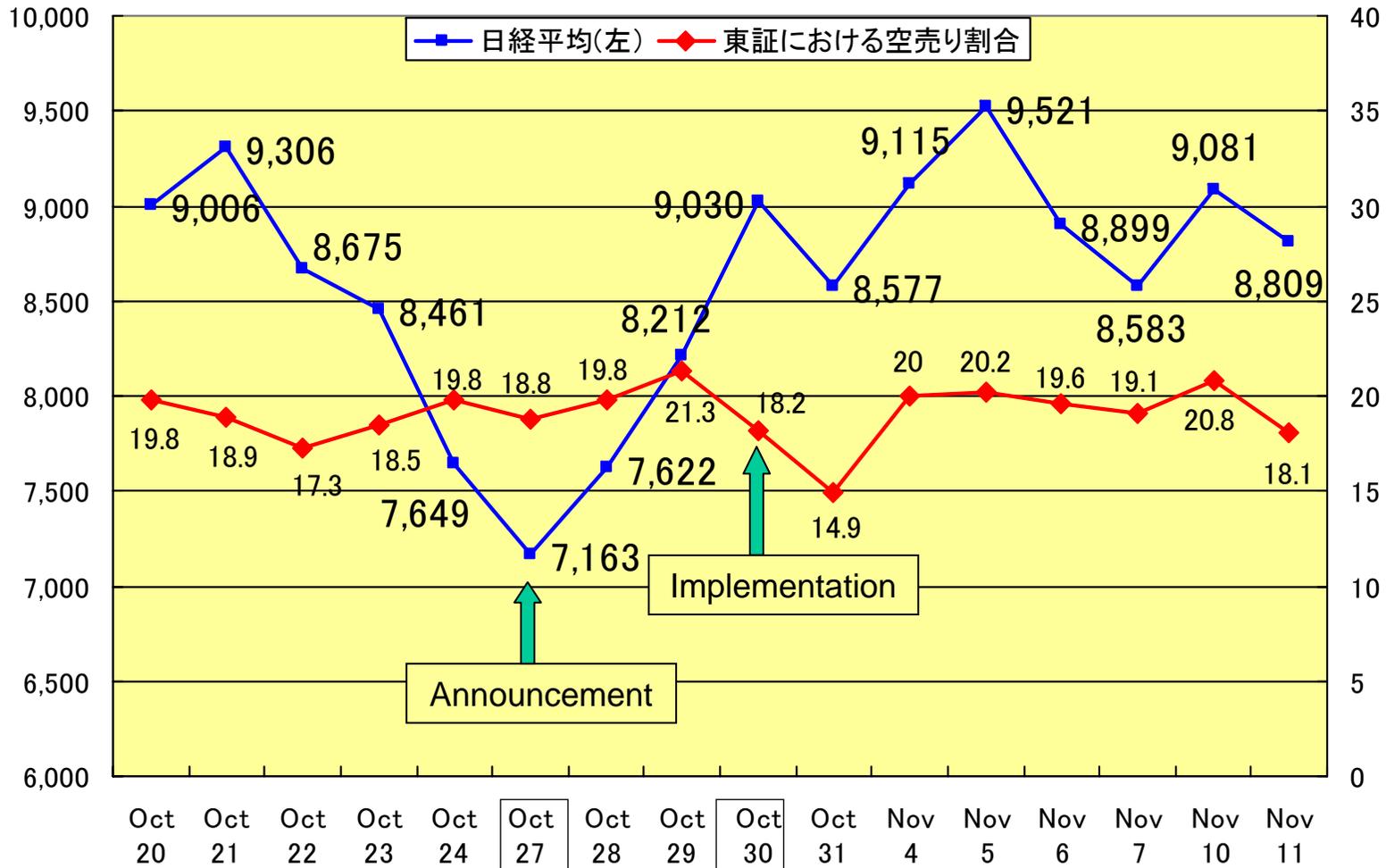
我が国の預金取扱機関の株式保有比率

	2001年3月	2008年3月
比率	5.6 %	3.3%
株式	44.4 兆円	25.6 兆円
資産	783 兆円	775 兆円

(出典: 日本銀行)

銀行	株式保有比率 (資産比)
A 銀行 (英国)	1.7% (2008年 6月)
B 銀行 (米国)	1.8% (2008年 9月)
C 銀行 (英国)	1.9% (2008年 6月)
日系3大銀行の平均	2.8%(2008年 3月)
D 銀行 (米国)	5.2% (2008年 6月)
E 銀行 (フランス)	8.2% (2008年 6月)
F 銀行 (スイス)	9.3% (2007年12月)
G 銀行 (フランス)	9.9% (2007年12月)

空売り規制の禁止(株の手当たりのない空売り)公表後の株式市場 (2008年10月27日)



IAIS (International Association of Insurance Supervisors 保険監督者国際機構)とは

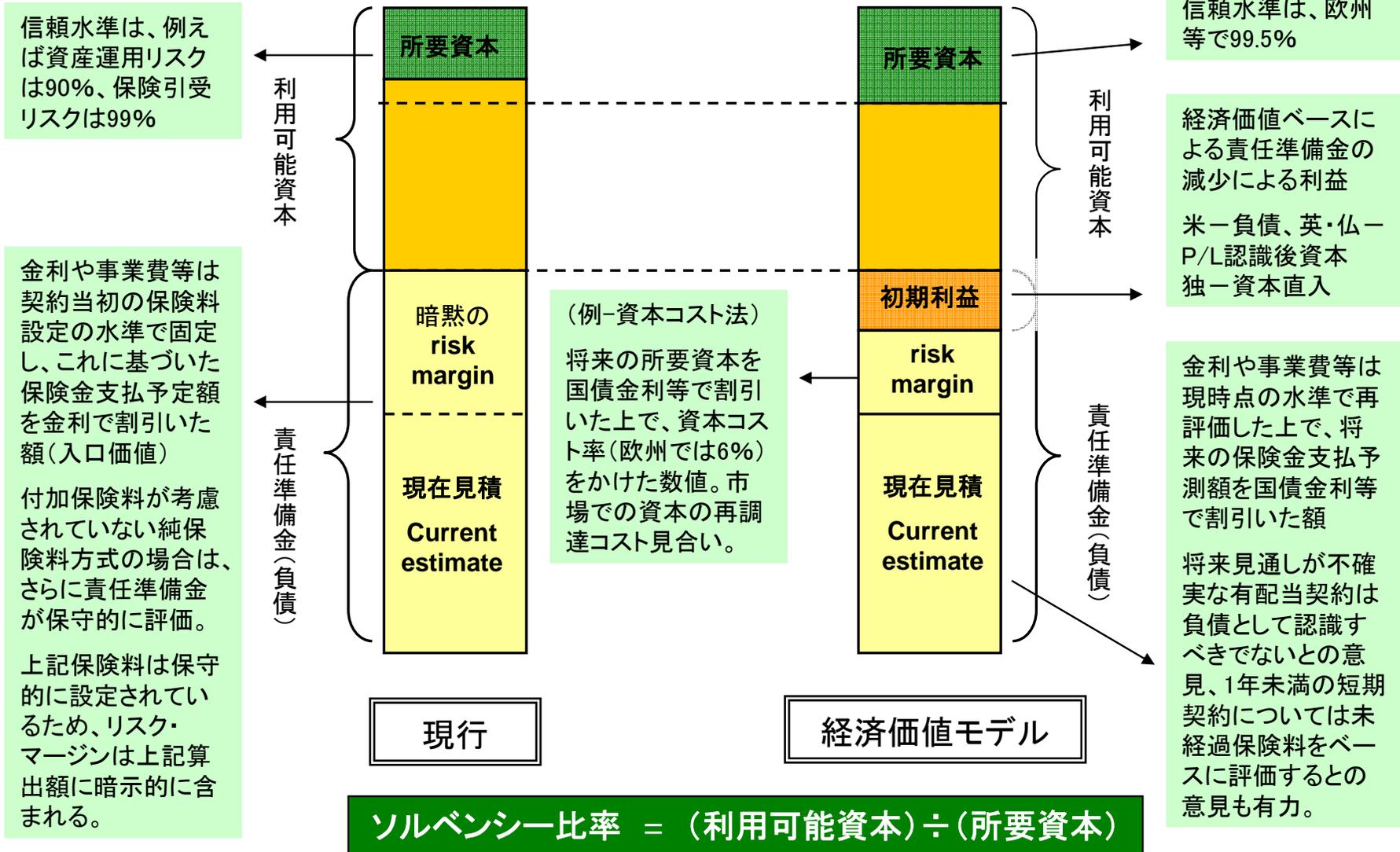
1994年	設立 (2008年10月現在 メンバー141 オブザーバー131) 目的 - 保険監督者の協調・連携・新興国支援 - 国際保険監督基準の策定【免許・検査・監督等多岐に亘る基準策定】
2005年10月	「保険監督のための新たな枠組み【財務・ガバナンス・マーケットコンダクト】」 「保険会社の健全性評価のための共通の構造と共通の基準 に向けて～財務要件の策定のためのコーナーストーン」
2006年10月	ALM基準【経済価値に基づく資産・負債評価】の策定
2007年10月	所要資本の構造【最低所要資本MCR・規定所要資本PCRの明示】・統合リスク・内部 モデルの利用に関する指針の策定 (注)IAISメンバーへの拘束力を有するものの、具体的な所要資本の数値等の設定 は見送られ、各国に裁量に依存。
2008年10月	所要資本の構造・統合リスク・内部モデルに利用に関する基準の策定 国際的に活動する保険グループへの監督基準の策定のためのタスク・フォースの設置
2009年1月	【執行委リトリート会合】 同タスク・フォースからの中間報告
2009年6月	グループ・ソルベンシーに関する今後の方針等に関する報告書(FSFに対して 約束)
2009年10月	【リオ総会】利用可能資本の構造の基準・指針の策定
2011年2Q	IASB保険契約 新基準の策定？
2011-12年	グループ・ソルベンシーの国際統一基準(可能であれば具体的な数値を含めた作成、 但し実施は一定期間後)

国際的に活動する保険グループへの監督基準の策定のためのタスク・フォースによる中間報告書の内容

国際的に活動する保険会社 (IAIG) の監督の実効性の向上を通じて、金融システムの安定に資するよう、以下の選択肢を検討

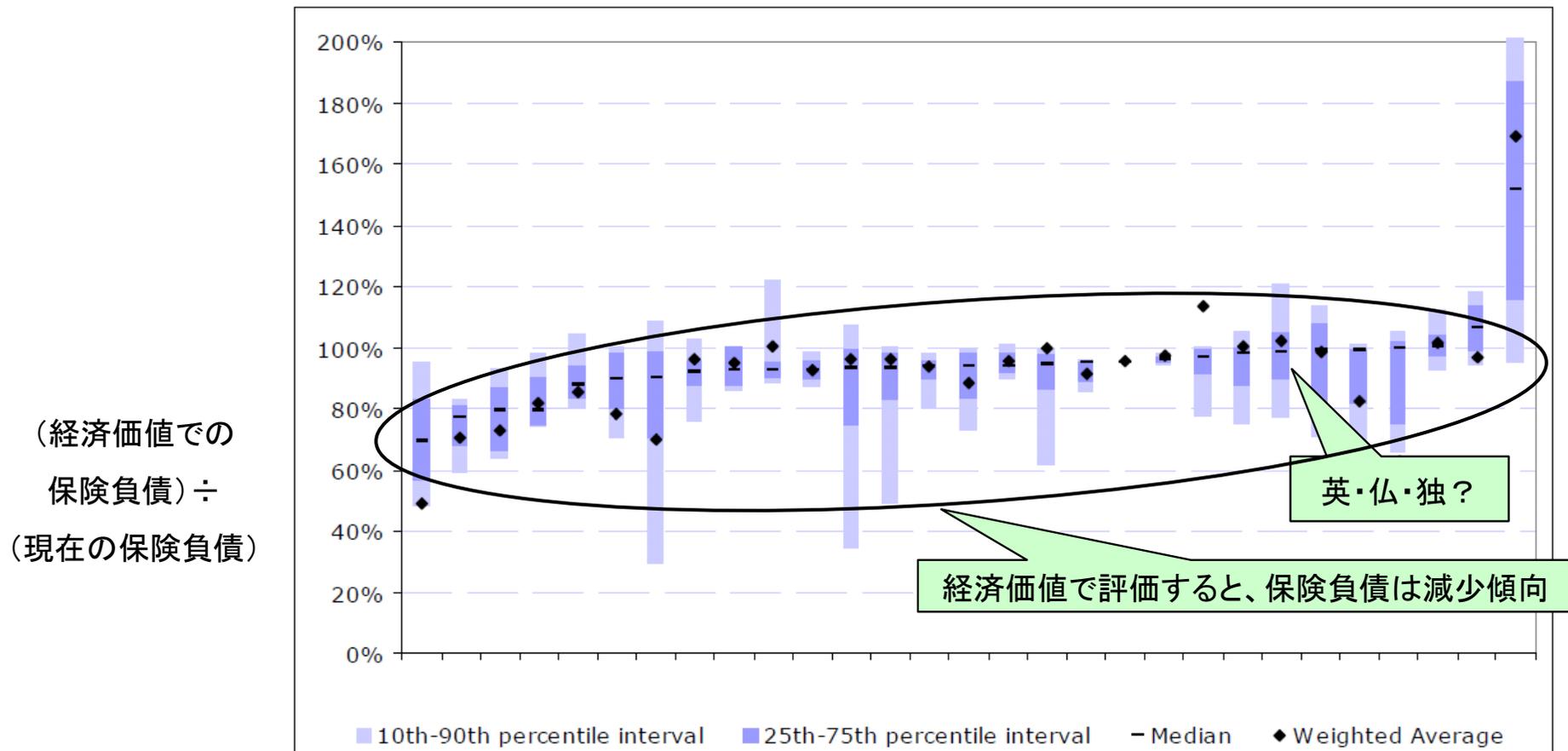
1. 同等性評価の構造
2. 相互承認の枠組み
3. ソルベンシー評価のための共通の基準
 - 適用ガイダンスの作成
 - 参照モデルの構築
 - 形式化された基準の構築 (選択制/強制)
4. データ収集とモニタリング機能のIAISへの設置

— 市場整合的な評価 —



経済価値ベースの負債評価の影響 (EU Solvency II QIS 4)

Figure 47: Ratio of QIS4 (net) provisions to Solvency I (net) provisions for life business (all undertakings)



(参考) EU ソルベンシー II の枠組指令案の合意に向けた 最終調整課題

1. 株式リスク係数（99.5%の信頼水準で評価した場合には、40%程度のリスク係数を想定）
2. グループ・ベースの所要資本の算出に当たり、グループ内のエンティティー間の分散効果の勘案方法
3. 有配当契約の将来の配当価値の評価と勘案方法